



担保明細表(旧事項) NO.2

(単位:千円)

現況 (取得建築)	① ⑥	②	⑤	③	④	平均値	掛目	担保価格	先順位の 状況	差引担 保価格
保全率	※記入しないこと(保証付債権充当担保価格 千円) ÷ (保証総額 千円) = %									

①不動産鑑定士等による鑑定評価額 ②取引事例比較法による算出額(時価評価) ③原価法による算出額(複成価格)。算式は次のとおり  
 数量×再調達価格×見積耐用年数÷法定耐用年数+改良費×{65(3年以内の改良)・40(同5年以内)・25%(同10年以内)}  
 (見積耐用年数=法定耐用年数-経過年数+(経過年数×0.1)。但し、経過年数は法定耐用年数を上限とする。  
 ④固定資産課税評価額を参考とした評価額。固定資産税評価額の、土地7分の10倍、建物1倍とする。  
 ⑤漁船保険価格。ただし、機関換装等により評価の上昇が見込まれるものにあつてはその額を考慮すること。 ⑥市場価格  
 土地は①の価格、または②④の平均価額とする。(②④のいずれかが算出できない場合は算出できる方を平均価額とする。)  
 建物は①の価格、または②③(または、②④)の平均額とする。(②③(または④)のいずれかが算出できない場合は算出できる方を平均価額とする。)  
 船舶は①の価額、または⑤の価額とする。ただし、新造船の場合は建造費とする。 有価証券は⑥の価額とする。  
 その他は、上記に準じた評価とする。  
 ・先順位については効力の有無にかかわらず、すべて担保権について記入し、残高については証明書等により確認し残高を記入すること。  
 ・掛目は、宅地7割、農地・山林・雑種地・原野6割、居宅7割、借地上的居宅・貸家4割、漁船7割、冷蔵庫・漁網5割、定期貯金・定期積金10割、国債9割5分、政府保証債9割、上場株式7割、その他有価証券8割5分、その他は状況に応じた掛目とする。

担保明細表(新事項) NO.2

(単位:千円)

現況 (取得建築)	① ⑥	②	⑤	③	④	平均値	掛目	担保価格	先順位の 状況	差引担 保価格
保全率	※記入しないこと(保証付債権充当担保価格 千円) ÷ (保証総額 千円) = %									

①不動産鑑定士等による鑑定評価額 ②取引事例比較法による算出額(時価評価) ③原価法による算出額(複成価格)。算式は次のとおり  
 数量×再調達価格×見積耐用年数÷法定耐用年数+改良費×{65(3年以内の改良)・40(同5年以内)・25%(同10年以内)}  
 (見積耐用年数=法定耐用年数-経過年数+(経過年数×0.1)。但し、経過年数は法定耐用年数を上限とする。  
 ④固定資産課税評価額を参考とした評価額。固定資産税評価額の、土地7分の10倍、建物1倍とする。  
 ⑤漁船保険価格。ただし、機関換装等により評価の上昇が見込まれるものにあつてはその額を考慮すること。 ⑥市場価格  
 土地は①の価格、または②④の平均価額とする。(②④のいずれかが算出できない場合は算出できる方を平均価額とする。)  
 建物は①の価格、または②③(または、②④)の平均額とする。(②③(または④)のいずれかが算出できない場合は算出できる方を平均価額とする。)  
 船舶は①の価額、または⑤の価額とする。ただし、新造船の場合は建造費とする。 有価証券は⑥の価額とする。  
 その他は、上記に準じた評価とする。  
 ・先順位については効力の有無にかかわらず、すべて担保権について記入し、残高については証明書等により確認し残高を記入すること。  
 ・掛目は、宅地7割、農地・山林・雑種地・原野6割、居宅7割、借地上的居宅・貸家4割、漁船7割、冷蔵庫・漁網5割、定期貯金・定期積金10割、国債9割5分、政府保証債9割、上場株式7割、その他有価証券8割5分、その他は状況に応じた掛目とする。